

上市町義務教育学校整備事業
実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見への回答

令和8年7月30日

上市町

実施方針に関する質問への回答

No	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	5	第1章	第1節	9.	(1)		補助金	補助金申請時には各業務担当企業にも対応が生じるかと思いますが、想定対応をお示しください。 また、仮に入札不調となった場合、事業開始年度が変更となることで現在想定している補助金に変更は生じますでしょうか。	前段：補助対象となる室、機能、工事範囲、備品、外構、解体等の区分方法、面積按分、図面、単価根拠の3者見積書、数量計算書、工種別按分及び諸経費の配賦方法、並びに備品リスト等について、町から依頼する予定があります。 後段：何らかの理由で事業開始年度が変更となった場合であっても、現在想定している補助金に変更はありません。
2	5	第1章	第1節	9.	(2)	力	電波障害対策業務	6月10日の実施方針(案)へのNO20回答は原案通りですが、電波障害調査結果を予見できないため対策工事を想定できません。想定できない業務費用は算出不可能なため別途工事としてください。	原案どおりとします。
3	6	第1章	第1節	10.			付帯施設(付帯事業)	本施設を利用した事業を提案する場合、施設の賃貸料、使用料は、必要となりますでしょうか。 また、必要な場合、その金額の算定方法をご教示いただけますでしょうか。	使用料が必要となります。金額は、上市町行政財産の使用料に関する条例(昭和39年上市町条例第32号)別表の規定に基づき算出した額となります。なお、上市町行政財産の使用料に関する条例第4条の規定を適用できる場合(例：施設使用者の福利厚生にも資する食堂、売店等の運営等)は、使用料を減免できる場合があります。
4	6	第1章	第1節	10.			付帯施設(付帯事業)	付帯施設(付帯事業)について、事前に提案内容について本町関係課等と協議の上、同意を得るものとするがありますが、その協議の時期に指定はありますか。	入札公告後の個別対話等の機会に確認を取ってください。
5	6	第1章	第1節	10.			付帯施設(付帯事業)	「付帯施設(付帯事業)について提案を予定する事業者は、事前に(提案書の提出前に)提案内容について本町関係課等と協議の上、同意を得るものとする。」とありますが、提案内容について「いつ」「どのように」協議し、合意をどのような形に残すことを想定しているかご教示頂けますでしょうか。	No4の回答をご参照ください。

No	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
6	6	第1章	第1節	10.			付帯施設 (付帯事業)	「余剰地を活用する場合は、事業用定期借地権設定契約を締結する。」とありますが、借主はSPC若しくは付帯事業実施企業のどちらかが契約相手方となる理解でよろしいでしょうか。	現時点では、事業用定期借地権設定契約の契約の相手方は、SPCでなく、付帯事業を実施する民間企業とすることを想定しています。詳細は、入札公告時に提示します。
7	6	第1章	第1節	10.			付帯施設 (付帯事業)	付帯事業の実施が提案から4～5年後となり、提案を上げたとしても情勢の変化等により提案時から内容の変更をせざるを得ない場合も考えられます。詳細内容については、落札者決定後に継続して協議いただける理解でよろしいでしょうか。	発生した事象によりますが、真にやむを得ない理由による場合は、用途の変更等について協議に応じるものとします。詳細は、入札公告時に提示します。
8	6	第1章	第1節	11.	(1)	ア	サービス 対価	本事業費につきまして、中東情勢等の影響などを踏まえ再検討はされておりますでしょうか。検討状況につきましてご教示ください。	再検討しております。
9	6	第1章	第1節	11.	(1)	ア	サービス 対価	サービス対価の支払いにつきまして、年度毎の出来高払いと別で前払い金についてもご検討いただけますでしょうか。	施設整備費の支払い方法は、以下を想定していますが、詳細は、入札公告時に提示します。 設計費：完成払い(基本設計完了時及び実施設計完了時) 工事監理費及び建設費(解体費を含む)：年度払い及び引渡時払い なお、前金払は予定していません。
10	6	第1章	第1節	11.	(1)	ア	建設・工事 監理業務 の対価	DBO方式の場合についてもSPCを設立する必要がある理解ですが、DBO方式を採用する場合、建設・工事監理業務に係るサービス対価は、上市町からSPCへ支払われ、SPCから建設企業・工事監理企業へ各業務契約に基づき支払われる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
11	6	第1章	第1節	11.	(1)	ア	建設・工事 監理業務 の対価	貴町からSPCへの支払いについて、通常の公共工事における前払金、中間前払金、部分払又は出来高払いに相当する支払いが行われるのか、支払時期、前払金の有無、前払金の上限額及び出来高査定方法をご教示ください。	No9の回答をご参照ください。
12	7	第1章	第1節	11.	(1)	ア	建設・工事 監理業務 の対価	「本町は、本施設の設計業務、建設・工事監理業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して、事業期間終了時までの間、一時的及び定期的に支払う。」との記載がありますが、一時的とは、解体段階と施設整備段階（設計期間含む）にどのくらいの（解体費及び施設整備費）サービス対価の割合をお考えでしょうか？	No9の回答をご参照ください。
13	8	第1章	第1節	13.			供用開始 日	中学校新校舎の供用開始日が令和13年9月1日となっていることから、夏休み中に引っ越しを行うと思慮いたしますが、夏休み期間以前に引っ越しを行うことは不可能と考えているという理解でよろしいでしょうか。	学校の授業等に影響を及ぼさないという前提の上で、夏休み期間以前の引越しのに係る提案を頂くことは差し支えありません。
14	10	第2章	第2節	1.			2期・3期、 維持管理・ 運営	2期・3期建設業務および維持管理・運営業務の契約時における物価変動算定方法について、ご教示いただけますでしょうか。	建設業務のサービス対価については、入札公告時の物価指数を用い、各工事の着工時期の同指数と比較して1.5%を超える差が生じた場合、生じた差分に応じてサービスの対価の改定を行うことを想定しています。採用する物価指数として、「建設費指数」（一般財団法人建設物価調査会）における「建築費指数・工事原価—学校（RC）」を想定しています。 維持管理・運営業務のサービス対価については、物価指数を用い、前回改定年度の前年（初回の改定時に対しては入札公告を行った年）の指数の平均値と比較して 3.0%を超える差が生じた場合に、次年度分のサービスの対価の改定を行うことを想定しています。採用する物価指数として、「消費税を除く企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局）等を想定しています。 詳細は、入札公告時に提示します。
15	11	第2章	第2節	2.	(4)		資格審査 通知	資格審査結果の通知はいつ頃を予定していますでしょうか。可能な限り速やかにお願いたします。	参加表明書及び資格審査書類の受付締切後、2～3週間程度を予定しています。詳細は、入札公告時に提示します。

No	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
16	12	第1章	第3節	1.	(3)		入札参加者の構成等	本事業ではDBO方式を採用予定としながら、落札者によるSPC設立を求めています。SPCに期待する役割及び設立を必須とする理由をご教示ください。	設計業務から運營業務まで長期に渡り、安定的に事業を遂行させることを目的とし、SPC設立を必須としています。
17	12	第2章	第3節	1.	(2)		協力企業	ここでいう「協力企業」とは、SPCへ出資せず、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務をSPCから直接受託する企業(直接受託者)を指す理解でよろしいでしょうか。また、直接受託者の下請企業は「協力企業」に当たらず、参加表明書に明記しないとのことでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	12	第2章	第3節	1.	(3)		出資割合	事業期間中、大きく分けると設計・建設期間と維持管理・運営期間がありますが、ある時期に出資比率を変更することは選択肢として可能でしょうか。	実施方針に記載のとおり、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担する必要があります。
19	16	第2章	第3節	3.	(12)	-	入札参加者の制限	図書館運營業務を行う協力企業は複数の入札参加者に加わることができますが、当該企業が学校開放施設等の他の運營業務の協力企業も兼ねる場合においても、図書館運營業務部分のみは複数の入札参加者に加わることができるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	16	第2章	第3節	3.	(12)		入札参加者の制限	情報管理に関する誓約書の提出先、提出のタイミング、様式について、ご教示いただけますでしょうか。	誓約書は、学校図書館・こども図書館・町立図書館運營業務を実施する協力企業として本事業に参加しようとする者から、入札参加グループの代表企業へ提出されることを想定しています。当該誓約書の写しは、参加表明書及び資格審査書類の受付時に町に提出いただくことを想定しています。様式は、任意様式とします。
21	16	第2章	第3節	3.	(12)		入札参加者	「学校図書館・こども図書館・町立図書館運營業務を実施する協力企業として本事業に参加しようとする者は、情報管理に関する誓約書の提出を条件とし、複数の入札参加者の協力企業となることができる。」とありますが、学校図書館・こども図書館・町立図書館運營業務を実施する企業がある入札グループの協力企業ではなく、構成企業である場合には、他の入札参加者にはなれない理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
22	16	第2章	第3節	3.	(12)		入札参加者	一方の構成企業又は協力企業が他グループの下請け企業となることが可能という理解でよろしいでしょうか。	本町が落札者との基本協定書を締結した後であれば、お見込みのとおり可能です。
23	16	第2章	第3節	4.			SPCの設立等	本事業は、DBO方式で実施されるとのことですが、SPCの設立は必要でしょうか。	必須です。
24	16	第2章	第3節	4.			SPC設立	本事業がDBO方式である場合、金融機関からのプロジェクトファイナンスが不要であり、資金調達の受け皿としてのSPCは不要かと存じます。また、SPC設立費用や維持コスト(会計、税務、監査等)により事業コストが増加し、結果として貴町の財政負担の増加に繋がりますが、SPCの設立を必須と考えられている理由をお示してください。	No16の回答をご参照ください。
25	16	第2章	第3節	4.			SPC設立	SPCの設立場所を上市町内に限定する理由をお示してください。SPCは代表企業の既存事務所で運営されるのが通例ですが、上市町内に既存事務所が無い場合にはSPC運営上必要のない事務所を別途確保し、維持するためのコストが追加で必要になります。結果として貴町の財政負担の増加に繋がりがねません。	SPCは法人税収入等の観点から上市町内に設立することが望ましいですが、事業費の抑制等で効果が見込める場合は富山県内での設立を認めます。
26	19	第3章	第4節				モニタリング	要求水準のモニタリングは貴町で行うとのことですが、事業者提案事項のモニタリングについてのお考えを方法含めお示してください。	事業者から提出される報告書等をもとに、町はモニタリングを行うことを想定していますが、追加で必要な資料提出を依頼する場合もあります。
27	21	第4章	第1節				接続道路幅員	接続道路幅員を予定されておりますが、幅員際の既存フェンス等の撤去は本事業に含まれる予定でしょうか。外構部の既設物撤去の考え方は図示又は表等で整理いただきたいです。	事業敷地北側、東側及び南側の道路幅員から50cm程度までの立木やフェンス、擁壁等の支障物件は道路幅員工事で撤去・処分します。「閲覧資料04_周辺道路整備設計図」の敷地内改良範囲面積図を参考にしてください。各工事が発注され次第、道路工事の図面を情報提供します。なお、南側道路整備後の本敷地の土留擁壁は本体工事とします。
28	22	第4章	第2節	1.			駐車場	駐車場台数についても延床面積と同じく概ね±5%以内で提案可能という理解でよろしいでしょうか。	本文中の「概ね」を消し、要求水準書(案)50ページの「(エ)駐車場・駐輪場」の「(b)」のとおり、「一般用100台、職員用60台以上を確保すること」とします。

No	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
29	26	第7章	第3節				財政上及び金融上の支援	貴町にて申請される補助金申請上の区分整理に伴い、提案時の見積書式又は内訳区分があればご教示ください。	入札公告時に提示します。
30	26	第7章	第3節				財政上及び金融上の支援	補助金・交付金等の申請に関して、事業者が町に協力すべき資料作成の範囲、提出時期、内訳書の粒度、図面・面積表・工種別内訳・備品リスト等の必要資料について、現時点で想定されている内容をご教示ください。	No1の回答前段をご参照ください。
31	26	第7章	第3節				財政上及び金融上の支援	本事業において、国等からの補助金、交付金、地方債等の財源措置を想定されている場合、提案時及び契約後の費用内訳整理において、補助対象となる室、機能、工事範囲、備品、外構、解体等の区分をどのように整理すべきかご教示ください。	No1の回答前段をご参照ください。
32	26	第7章	第3節				財政上及び金融上の支援	補助対象事業費と補助対象外事業費の区分方法、面積按分、工種別按分、諸経費の配賦方法等について、町から指定される予定があるかご教示ください。	補助対象事業費と補助対象外事業費の区分方法、面積按分、工種別按分、諸経費の配賦方法等について、町から依頼する予定があります。
33	31	資料1 リスク 分担 表					No.24 金利変動	No.24「建中金利の変動」は事業者負担とされていますが、近時の金利環境においては、入札公告から契約締結、融資実行、施設引渡しまでの期間に金利が大きく変動する可能性があります。特に、貴町の事由による契約締結遅延、設計条件変更、着工遅延、引渡時期変更等により建設期間中の資金調達条件が変動した場合まで事業者が負担することは、提案価格へのリスクプレミアム反映につながる可能性があります。そのため、建中金利の変動についても、貴町の事由又は不可抗力等に起因する期間延長・条件変更がある場合には、町と事業者の協議によりサービス対価へ反映可能な取扱いとしていただけないでしょうか。	町の事由又は不可抗力等に起因する期間延長・条件変更がある場合には、協議に応じるものとします。
34	31	第3章	第2節				資料1 23 不可抗力	質疑回答No.62 不可抗力での負担について、合意できない場合に、金額の1%相当までは事業者が負担とありますが、合意できない内容での負担は難しいため、見直しをお願いします。	原案どおりとします。町は誠実に協議に応じるものとします。

No	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
35	32	第3章	第2節				資料1 51 計画変更	町が発案した軽微な変更については、変更内容、変更時期により手戻り業務、工事が生じる場合は、費用負担は町としていただけますか。	「軽微」の程度は、町と事業者との協議によるものとしますが、追加的な費用負担を伴わない変更を想定しています。
36	33	第3章	第2節				リスク分担表	No.64配食数、No.65給食数の違いをご提示願います。	No.64は、町の実情により、要求水準書に定める基本食数を超えるような配食数(給食数)の増加を想定しております。 No.65は、児童生徒数の減少による配食数(給食数)の減少を想定しております。
37	33	リスク 分担表	No.65				配食数増減	児童生徒数の減少による給食数の減少に伴う運営業務自体の収益の増減リスクは、事業者となっていますが、サービス対価の減は行われないものと理解してよろしいでしょうか。	維持管理及び運営業務内容の変更により維持管理及び運営業務に係る費用が減少する場合、協議により、合理的な範囲内でサービス対価を変更できることを想定しています。詳細は、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
38	33	第3章	第2節	-	-	-	図書館資料の盗難・紛失・破損 (資料1 No.75)	リスク分担表 No.75 の選定事業者の従分担(▲)について、前回の質問への回答 No.119 で「保険によりてん補される金額分を想定」と示されておりますが、図書館資料の盗難・紛失・破損は実務上、保険による包括的な填補が一般的でない領域です。想定されている保険商品の具体及び保険でカバーされない範囲(運営業務における警備対応・電話督促・現物弁償手続・修繕業務との関係)の取扱いをご教示いただけないでしょうか。	具体的な想定はございません。 保険によりてん補される金額分以外の負担方法については、発生した事業に応じ、町及び事業者の協議により負担者を決定するものとします。
39	33	リスク 分担表	No.76				技術革新	図書館情報システムの更新に関するリスクは、事業者となっていますがシステム更新費用は要求水準書に記載のある情報システムを、事業期間中に1回更新するという理解でよろしいでしょうか。	本施設の供用開始段階での更新1回を想定しています。
40	33	リスク 分担表	No.78				運営中の事故	一般利用による利用者の事故リスクは、事業者となっていますが、どのような事故を想定されているかご教示ください。	現時点で具体的な想定はございません。
41	34	リスク 分担表	No.83				施設譲渡	事業期間終了時の施設引渡しの際に、各種サービスが状態にするための費用は事業者となっていますが、事業終了時に、(事業範囲外となる)大規模修繕・更新を除き、施設機能を維持した状態で、引継ぎを行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

実施方針に関する意見への回答

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	意見内容	回答
1	6	第1章	第1節	10.			付帯施設 (付帯事業)	付帯施設・付帯事業について、実施を義務付けるものではないとされていますので、事業者選定において、提案審査の評価対象から除外するべきと考えます。 本事業とは切り離し、義務教育学校整備・運営の提案評価に影響しないものとしていただきたいと思います。	付帯事業については、一定の加点評価を行うことを想定しています。ただし、ご意見を踏まえて、その影響が過大とならないよう、配慮します。詳細は、入札公告時に落札者決定基準(案)にて提示します。
2	7	第1章	第1節	11.	(1)	イ	維持管理・ 運営業務 の対価	運營業務サービス対価につき、16年間に想定する物価変動以上に最低賃金の上昇やインフレによる資材等の大幅上昇があった場合、サービス対価の増減をご検討いただけますよう願います。	物価等が著しく変動した場合は、協議に応じることを想定していますが、詳細は、入札公告時に提示します。
3	11	第2章	第2節	2.	(5)		提案書類	提案書類の各評価項目に対する枚数は過大なものとならないよう(1～2枚程度)にご配慮いただきたいと思います。	ご意見として承ります。
4	16	第2章	第3節	3.	(12)		入札参加 者の制限	学校図書館・こども図書館・町立図書館運營業務に協力企業として参加しようとする者が、複数の入札参加者の協力企業となることが可能であるとありますが、提案内容の独自性、差別化が難しくなることが懸念されます。 また、公平・公正な事業者選定になりづらいと考えます。	原案どおりとします。
5	16	第2章	第3節	3.	(12)		入札参加 者	構成企業又は協力企業として入札参加しているにもかかわらず、他グループの下請け企業として参加可能とする枠組みは地域発注額の観点等から鑑みて確実に本事業に参画可能となる企業が発生するのではないのでしょうか。	実施方針に記載のとおり、本町が落札者との基本協定書を締結した後を想定しています。
6	16	第2章	第3節	4.			SPCの設 立等	SPCを上市町内に設立することとなっていますが、事務所の設置に係るコストが必要となります。 改めて、富山県内としていただくことを検討いただけないでしょうか？	SPCは法人税収入等の観点から上市町内に設立することが望ましいですが、事業費の抑制等で効果が見込める場合は富山県内での設立を認めます。

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	意見内容	回答
7	16	第2章	第4節				SPC設立	本事業においてSPCの設立を必須とした場合、長期間にわたりSPCの管理費や固定費がかかることになり、各業務のコストを切り詰める必要があります。また、SPCの設立場所を上市町内に限定することで家賃や地代が発生し、固定費が増大します。本事業におけるSPCの設立が本当に必要か、必要な場合上市町内に限定しなければならないか、また上市町内という事であれば事業敷地内に設置も可にさせていただく等、再度ご検討いただきますようお願い申し上げます。	設計業務から運營業務まで長期に渡り、安定的に事業を遂行させることを目的とし、SPC設立を必須としています。 後段はNo. 6の回答を御参照ください。
8	18	第2章	第5節	1.			提案等の審査	最近の事例に基づき事業者提案の有効性を評価いただくため、提案価格に関する審査項目の評価点比重は可能な限り低くしていただきたいです。	ご意見として承ります。
9	19	第3章	第3節				リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	運營業務サービス対価につき、15年間に想定する物価変動以上に最低賃金の上昇やインフレによる資材等の大幅上昇があった場合、サービス対価の増減をご検討いただけますようお願いします。	No2の回答をご参照ください。
10	24	第6章	第4節	-	-	-	当事者の責めに帰すことのできない事由による事業継続困難時の措置	事業契約の締結に係る議案について議会承認が得られない場合のリスクについて、議会承認に関し、事業意義等について町が議会への理解醸成を行う機会を有する一方、民間事業者側は一切コントロールできない領域であることを踏まえると、議決否決時のリスクを民間事業者側が負うことは、内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」の基本原則(リスクをそのリスクを最もよく管理することができる者が分担する)に照らしても不合理であると思料します。とりわけ本事業は事業契約が2分割され議会議決が2回(令和9年9月、令和13年6月)構成となっているため、令和13年6月の議決が得られない場合、選定事業者は既に設計完了及び1期建設業務に着手済の段階で多大な損失を被ることが想定されます。議会承認が得られない場合の選定事業者の準備費用及び既履行業務の費用補填について、合理的な範囲での措置の規定をご検討いただきますようお願いいたします。	本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自が負担するものとし、また、町及び事業者は、相互に債権債務関係が生じないものとします。詳細は、入札公告時に提示します。

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	意見内容	回答
11	31						契約締結	提案書作成やパース作成等、事業者には提案段階で多額の費用が生じます。事業者事由によらない議会否決での契約締結不能の場合は、貴町の負担といただくようお願い申し上げます。	No10の回答をご参照ください。
12	31						物価変動	建設業務における物価変動につきまして、全体スライドだけでなく単品スライド及びインフレスライドの条項についても必ず事業契約書に記載いただくようお願い申し上げます。 また、その際に指標や計算方法等についても記載いただくようお願い申し上げます。	ご意見として承ります。
13	31 - 32	第3章	第2節	-	-	-	物価変動 リスク(資料1 No.26・27)	物価変動の判定指標として、企業向けサービス価格指数が想定されています(質問への回答 No.60)。一方、図書館運営業務は人件費比率の高い労働集約型業務であり、最低賃金の上昇が直接的に運営コストに影響します。直近5年(2020年度～2024年度)の最低賃金引上げ実績は全国加重平均で年率約3～5%に対し、企業向けサービス価格指数の上昇率は年率約1～3%に留まっており、構造的なギャップが継続しています。企業向けサービス価格指数のみを指標とした場合、最低賃金上昇分が事業者の自助努力では吸収困難となるおそれが大きく、当該リスクを事業者が織り込んだ場合、内閣府「契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー」2-2-9 4. が示すとおり、結果として提案価格の積算に転嫁され、町の事業費負担も増大しかねません。最低賃金を物価変動の判定指標に組み込むことをご検討いただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
1	○			1	第1章	第1節						本書の位置づけ	本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の通り「事業者」とはSPC及び各業務をSPCから受託し実施する構成企業及び協力企業の総称である理解でよろしいでしょうか。	事業者とはSPCを指します。
2	○			2 39	第1章 第2章	第3節 第3節	2.	1	イ	(ア)	(e)	教育課程の区切り メディアスペース	教育課程の区切りについて、「6-3制から(…)4-3-2制に移行」とありますが、 メディアスペースの蔵書について、「前期過程用の蔵書10,000冊以上、後期過程用の蔵書蔵書10,000冊以上」とあります。 前期・後期の対象となる学年についてご教示ください。	蔵書数につきましては、要求水準書を修正し、「こども図書館とあわせて40,000冊以上」(絵本・紙芝居15,000冊、児童書・一般書等25,000冊)とします。ただし、そのうち10,000冊については、閉架としても差し支えありません。なお、閉架書架を整備する場合は、集密書架の採用も可とします。 当方としては厳密に区分するものではなく、各学校、絵本室、町立図書館の既存図書も含め、準備するものと考えています。
3	○			6	第1章	第5節	4.					付帯施設 (付帯事業)	付帯施設(付帯事業)について、事前に提案内容について本町関係課等と協議の上、同意を得るものとするがありますが、その協議の時期に指定はありますか。	実施方針に関する質問への回答No4の回答をご参照ください。
4	○			6	第1章	第5節	4.					付帯施設 (付帯事業)	本施設を利用した事業の場合、施設の賃貸料、使用料は、必要となりますでしょうか。 また、必要な場合、その金額の算定方法をご教示いただけますでしょうか。	実施方針に関する質問への回答No3の回答をご参照ください。
5	○			6	第1章	第5節	4.					付帯施設 (付帯事業)	付帯施設(付帯事業)につきまして、提案は可能ですが、実施を義務付けるものではないとされています。そうなる何でも提案が可能となってしまう、公平な提案や審査ができないと思われます。要求水準の変更をお願いします。 また事業費の低減を考慮して、付帯事業については業務範囲外としていただけますでしょうか。	付帯事業の提案は任意ですが、提案いただいた事項は履行いただくことが前提となります。なお、付帯事業は、民間事業者の独立採算によるものを想定しており、本事業の事業費への影響はないものと考えます。
6	○			7 79	第1章 第5章	第5節	7. 1.	(2)			(c)	事業スケジュール(予定) 学校図書館・こども図書館・町立図書館運営業務	図書館運営業務の時期について、以下のいずれかを想定されてますでしょうか。 ①実施方針8頁 こども図書館及び図書館運営業務の開始を令和13年9月1日とする ②要求水準書(案)79頁 学校図書館・こども図書館・町立図書館運営業務を、中学校新校舎供用開始日から開始とする※①と同じ ③要求水準書(案)7頁 こども図書館の供用開始及び図書館運営業務の開始を令和14年4月1日とする	令和13年9月1日を想定しています。要求水準書を訂正します。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
7	○			7	第1章	第5節	7.					事業スケジュール (予定)	「※2 期工事:既存中学校校舎等の解体・撤去、及び外構の整備」とございますが、ここでいう「外構」とは、19頁の「キ 屋外施設等」に記載されている施設を指す理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、駐輪場の整備は1期工事に含めるものとします。要求水準書を修正します。
8	○			7	第1章	第5節	7.					事業スケジュール (予定)	第2期工事について、「既存中学校校舎等の解体・撤去、及び外構の整備」と記載がございます。一方、58頁では「外構・校庭等の整備について、～引渡しを完了すること(第3期工事)」との記載があります。外構の整備については校庭と併せて整備するのが効率的と考えておりますので、外構整備は第3期工事完了までに実施・完了すれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針P8を正とし、要求水準書を訂正します。
9	○			7	第1章	第5節	7.					事業スケジュール (予定)	第1期工事の着手に先立ち、既存テニスコートについては解体・撤去を完了しておく必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	解体・撤去の着手可能日は令和11年度以降となります。既存テニスコート南側で発見された遺物については、今年度から試掘調査を実施し、令和10年度の着工前に調査を終える予定としており、建設計画には支障のないものと考えております。
10	○			7	第1章	第5節	5.	(1)	ア			建設・工事監理業務の対価	質疑回答No.32 において、各業務におけるサービス対価の支払いは年度払いとのこととされています。設計業務成果におきまして、設計成果品(基本設計書・実施設計図書)の提出・承認後、速やかな支払いは可能でしょうか。	基本設計・実施設計それぞれ完了時に全額を支払うことを予定しています。詳細は、入札公告時に提示します。
11	○			7	第1章	第5節	5.	(1)	ア			建設・工事監理業務の対価	質疑回答No.32 において、各業務におけるサービス対価の支払いは年度払いとのこととされています。工事監理業務におきまして、役務の提供のため、月ごとの按分での業務費用の年度払いは可能でしょうか。	工事監理費及び建設費(解体費を含む)は、年度払い及び引渡時払いを予定しています。詳細は、入札公告時に提示します。
12	○			8	第1章	第5節	9.					地元発注要件	地元経済貢献は、優先して取り組みたい考えますが、上市町内の企業等で、一定割合の発注を確保することが困難となった場合は、失格となりますでしょうか。	本事業を通じた地元経済貢献への配慮を期待しているものであり、提案時に要件を達成できる見込みであれば、失格になりません。
13	○			8	第1章	第5節	9.					地元発注要件	維持管理・運営業務に係る契約金額の30%以上を下請け契約又は資材発注により行うこととあるが、本要件の比率(30%以上)の引き下げをご検討いただくことは可能でしょうか。設備によってはメーカーへ直接委託を行うべきものや当該地域内で対応可能な専門事業者も極めて限定されるため、30%以上が厳しくなる可能性があるためです。	本事業を通じた地元経済貢献への配慮を期待しているものであり、本事業契約締結日以降に雇用する場合や既に上市町に住所を有する従業員を本事業に派遣する場合、その雇用に係る給与等の支給額も含めますので、提案時に要件を達成できるよう創意工夫してください。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
14	○			8	第1章	第5節	9.					地元発注要件	その雇用に係る給与等の支給額については、割合に算入できるとあるが、対象となるのは本人の口座に振り込まれる「支払給与(額面・手当含む)」のみとなりますでしょうか。または、会社が負担する「法定福利費」や「福利厚生費」なども含めて算入することが可能でしょうか。対象となる費用の具体的な範囲(内訳)をご教示ください。	「雇用に係る給与等」には、会社が負担する「法定福利費」や「福利厚生費」なども含めて算入することが可能とします。
15	○			8	第1章	第5節	9.					地元発注要件	維持管理・運営業務期間における発注割合30%とは単年ごとの金額に対してという理解でよろしいでしょうか	維持管理・運営業務期間中において、30%を満たすこととします。
16	○			8	第1章	第5節	9.					地元発注要件	維持管理・運営業務は最低でも30%は町に本社や支店がある企業へ下請けまたは資材発注という定義で発注する必要があるという理解でよろしかったでしょうか	お見込みの他、本事業の維持管理・運営業務に伴って、本事業契約締結日以降に雇用する場合、その雇用に係る給与等の支給額を、上記割合に算入できるものとします。
17	○			8	第1章	第5節	9.					地元発注要件	維持管理・運営業務に係る契約金額の30%以上とありますが、運営業務とは図書館運営業務や給食センターの運営業務も含まれているという理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
18	○			8	第1章	第5節	9.					地元発注要件	建設業務においては、経費等も勘案し、契約金額ではなく直接工事費の20%以上としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえて、発注金額とします。要求水準書を修正します。
19	○			8	第1章	第5節	9.					地元発注要件	地元貢献金額についての算定方法、確認方法について具体的にご教示ください。	本事業契約における設計・建設・工事監理業務に係る発注金額の20%以上を、入札参加グループのうち上市町内に本店、支店、営業所等を有する企業、又は上市町内に本店、支店、営業所等を有する企業への下請契約又は資材発注により行ったことを、それぞれの契約書の写しとその集計表で確認します。なお、要求水準書の一部を修正します。
20	○			8	第1章	第9節						地元発注要件	地元発注要件については、本事業を通じた地元経済貢献の観点から重要な要件であると理解しております。一方で、学校施設としての品質確保、供用後の瑕疵対応、維持管理性、将来の修繕・増築対応を踏まえると、専門性・施工能力・安全管理能力を有する企業を適切に選定することも不可欠です。そのため、入札提案時点では地元発注予定額又は達成方針の提示とし、発注先・金額等の確定は契約締結後又は施工計画具体化後に行うなど、実効性と柔軟性を両立した運用としていただけないでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、発注金額の20%以上とします。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
21	○			8	第1章	第9節						地元発注要件	維持管理・運営業務に係る地元発注要件について、現行では契約金額の30%以上とされていますが、当該業務は15年という長い期間で学校給食、維持管理、図書館運営等の専門性・継続性・衛生管理・人員確保が求められる業務であり、入札提案時点で30%以上の地元発注を確約することは、業務品質及び安定的な履行体制の確保の観点から慎重な検討を要します。地元経済貢献の趣旨は十分理解しておりますが、実効性ある提案を促すため、維持管理・運営業務についても、設計・建設・工事監理業務と同様に、地元発注要件を契約金額の10%以上に緩和していただけないでしょうか。	維持管理・運営業務に係る契約金額の他に、本事業の維持管理・運営業務に伴って、本事業契約締結日以降に雇用する場合や既に上市町に住所を有する従業員を本事業に派遣する場合、その雇用に係る給与等の支給額を、上記割合に算入できるものとしますので、提案時に30%以上の要件を達成できる見込みで、ご検討してください。
22	○			8	第1章	第9節						地元発注要件	地元発注要件について、上市町内に本店、支店、営業所等を有する企業を入札参加グループの代表企業、構成企業又は協力企業として含めることは、入札参加資格上の必須条件ではなく、SPC又は入札参加グループを構成する各企業から上市町内企業へ下請契約又は資材発注を行うことにより、設計・建設・工事監理業務に係る20%以上、及び維持管理・運営業務に係る30%以上の地元発注要件を満たすことも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	○			8	第1章	第9節						地元発注要件	本事業では、落札者がSPCを設立し、SPCから各構成企業・協力企業へ設計、建設、工事監理、維持管理及び運営業務を委託又は請け負わせる事業スキームが想定されています。地元発注要件における「下請契約又は資材発注」とは、SPCから各構成企業・協力企業へ締結する業務委託契約・請負契約を指すのではなく、SPCから業務を受託した各構成企業・協力企業が、さらに上市町内企業へ発注する下請契約、再委託契約又は資材発注を指すとの理解でよろしいでしょうか。	地元発注要件における「下請契約又は資材発注」とは、SPCから各構成企業・協力企業へ締結する業務委託契約・請負契約の他、SPCから業務を受託した各構成企業・協力企業が、さらに上市町内企業へ発注する下請契約、再委託契約又は資材発注も含めます。
24	○			10	第2章	第1節						募集及び選定スケジュール	事業契約を一期工事・二期工事および3期工事で分けている意図をご教示ください。	国庫補助金申請の関係によるものです。
25	○			11	第1章	第7節						遵守すべき法制度等	要綱・基準等、参考資料におきまして、年度版等をお示しください。(R8年度版等)	最新版とします。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
26	○			13	第1章	第8節						表 1-1 事業予定地の概要	拡幅道路の詳細設計図や特に、工事車両が通行可能かどうか判断ができる道路構成を示す図面、境界座標、計画高、道路構成、既存インフラ系統図及び切回し条件を可能な限り早期に開示いただけないでしょうか。	工事スケジュールは次のとおりです。 令和8年度 全体の測量設計、北側道路改良 令和9年度 東側道路改良 令和10年度 南側道路改良 令和8年度の設計図面は、令和8年7月下旬ごろに公表を予定しています。令和9年度、令和10年度分については、各年度途中にて提示予定です。ただし、概ねの整備方針については、既に要求水準書閲覧資料4にて公表しておりますので、ご参照願います。ただし、「閲覧資料04.周辺道路整備設計図」の「A-A断面」の敷地側側溝は土水路に変更となり、放流先は西側道路になります。事業予定地内の側溝については、本事業にて整備ください。 乗り入れ箇所等の道路工事との調整については、手戻りがないよう、本事業の設計段階において、協議・調整をお願い致します。
27	○			15	第2章	第1節			エ			業務の対象範囲	公共工事標準仕様書におきまして、令和7年版ではなく、令和4年度版でよろしいでしょうか。	最新版とします。要求水準書を修正します。
28	○			15	第2章	第1節			キ			業務の対象範囲	説明会は何回行いますか。	事業者の提案に委ねます。
29	○			15	第2章	第1節			ク			業務の対象範囲	業務費歳出のため、想定されている具体的な補助金申請内容をご提示ください。	実施方針に関する質問への回答No1の回答をご参照ください。
30	○			15	第2章	第1節			ケ			業務の対象範囲	ワークショップは何回行いますか。	事業者の提案に委ねます。
31	○			15	第2章	第1節			ケ			業務の対象範囲	ワークショップの開催とありますが、基本設計段階に、教職員、児童生徒、地域住民の3回と考えてよろしいでしょうか。また施工段階は、なしでよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
32	○			16	第2章	第2節						事前調査業務	参考資料として既存施設の敷地測量図、地盤調査結果はご提示いただけますか。	当初の敷地測量図及び地盤調査結果は、別添のとおりです。ただし、敷地西側の歩道拡幅工事により、374.47㎡が減少しています。
33	○			16	第2章	第2節						事前調査業務	事前調査業におきまして、現況測量(敷地測量)、地盤調査のみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	○			16	第2章	第3節	1.	(1)	ア	(ア)	(c)	前提条件	新校舎等整備前の既存体育館等の避難施設には、現状より追加する避難施設対応は行わないとして宜しいですか。	お見込みのとおりです。
35	○			16	第2章	第3節	1.	(1)	ア	(ア)	(c)	前提条件	避難所とありますが、避難人数をお教えてください。	約800人です。
36	○			16	第2章	第3節	1.	(1)	ア	(ア)	(d)	前提条件	添付資料6 遺跡、地中障害 におきまして、遺跡調査を町で実施されと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	○			16	第2章	第3節	1.	(1)	ア	(ア)	(d)	前提条件	添付資料6 遺跡、地中障害 におきまして、遺跡調査の調査後は、地中掘削や建設への制限はなしと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	○			16	第2章	第3節	1.	(1)	ア	(ア)	(d)	前提条件	添付資料6 遺跡、地中障害 におきまして、斜線部分の地中障害の資料はありますでしょうか。無い場合は事業費の算定ができないため、町負担としていただけますでしょうか。 →P62:協議の上で町が別途負担	添付資料6の斜線部分に記載してあるとおりの費用負担とします。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
39	○			16	第2章	第3節	1.	(1)	ア	(ア)	(d)	全体配置・動線	添付資料6と、上市町ホームページで公開されている「上市中学校遺跡試掘調査の結果について(報告資料)」において、建築物設置の除外範囲に相違が見受けられます。 添付資料6を正とした場合、現在の体育館および体育館北側の範囲については、建築物の設置が可能であると理解してよろしいでしょうか。	既存体育館南側に遺構が確認されましたので、遺構保護のため、既存体育館南側周辺には、校舎等の大規模な建築物の建設は不可とします。
40	○			16	第2章	第3節	1.	(1)	ア	(イ)	(d)	全体配置・動線	添付資料6では、遺跡想定範囲内には建築物等を設置しないこととされています。一方で、「上市町義務教育学校基本計画」に示されている「6.3 ゾーニングイメージ」および「6.4 工事計画」では、遺跡想定範囲内に建築物等が配置されています。 配置計画および工事計画は、基本計画策定時の内容から大幅な変更を前提として計画するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	○			16	第2章	第3節	1.	(1)	ア	(イ)	(d)	全体配置・動線	「グラウンドは可能な限り整形で広く確保すること」とされています。一方、「上市町義務教育学校基本計画」の「6.3 ゾーニングイメージ」では、200mトラックおよび100m直線走路を確保した範囲以外は、公園または緑地として計画されているように見受けられます。 現時点で想定されているグラウンドおよび公園(緑地)の概ねの面積をご教示ください。	グラウンド及び公園の指定面積はございません。要求水準書を踏まえた事業者の提案を期待します。
42	○			17 82	第2章 第5章	第3節	1. 1.	(1) (8)	ア ウ	(ウ) (ウ)	(f) (a)	メディアスペース 学校図書館・こども図書館・町立図書館運営業務	第2章の設計要求では「メディアスペース」、第5章の運営要求では主として「学校図書館」という用語が使用されています。メディアスペースは学校図書館と同意義のものでしょうか。 もしくは学校図書館機能を含む学習空間等、複合機能が想定されるものでしょうか。	メディアスペースにつきましては、学校図書館としての機能の一部と捉えており、児童生徒が図書等の教材やICT機器等を活用して様々な形態でのグループ学習を行うための空間としたいと考えています。なお、学校図書館としての書架部分やカウンター、事務室などはこども図書館との共有、一体整備を想定しています。
43	○			17	第2章	第3節	1.	(1)	ア	(ウ)	(g)	共通の考え方	軽運動スペースの確保の方法は、事業者の提案によるものとし、軽運動可能なピロティの整備は必須ではないと理解してよろしいでしょうか。また、想定される軽運動と必要面積をご教示ください。	前段:お見込みのとおりです。 後段:軽運動は低学年の遊びや体育の一部授業、部活動の準備運動等を想定しています。面積、高さ等の指定はありません。
44	○			18	第2章	第3節	1.	(1)	ア	(ウ)	(j)	電波障害	電波障害等の適切な処理とありますが、計画が未決定であり、また周辺の電波状況が不明なため、費用算出ができないため、町負担でお願いいたします。	原案どおりとします。
45	○			19	第2章	第3節	1.	(1)	イ	(イ)	(a)	什器・備品	什器・備品の一部を既存校舎・既存図書館からの調達を予定しているとのことですが、その移転・設置費用についても事業費に含まれますでしょうか。	移転に係る運搬費用は別に町が負担するものと考えていますが、図書選定、梱包、設置については事業費に含むことを想定しています。
46	○			21	第2章	第3節	1.	(1)	ウ	(ウ)	(e)	内部仕上げ	窓の小窓はポリカーボネート製とありますが、不燃が必要な場合は、ガラス製でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	○			27	第2章	第3節	1.	(3)	イ	(ウ)		情報通信設備	設置する有線・無線LAN用のシステム資料はご提供いただけますか。	要求水準書に記載のとおり、設計時に、町及び、町が別途契約する事業者と協議・調整をお願いします。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
48	○	資料4		28	第2章	第3節	1.	(3)	イ	(カ)		映像・音響設備	資料4 音楽室の具体的な映像音響設備をご提示ください。	音楽の授業にて通常想定される使い方(CD等による音源の再生、映像の再生)を想定しています。
49	○			30	第2章	第3節	1.	(3)	ウ	(ウ)		自動制御設備	空調・換気設備において「遠方発停制御が可能であること」とありますが、具体的にどのような制御方式やシステム構成を想定しているかご教示ください。 エアコンなどで使われている集中リモコンでも対応可能なのか、自動制御装置でなければならないのかで、保守費用が大きく変わることが想定されるためです。	適切な運転がなされているかの監視確認、時間制御などの設定、切り忘れ時の停止を目的としています。いずれの提案も可とします。
50	○			31	第2章	第3節	1.	(3)	エ	(イ)	(a)	家庭科室	「家庭科室にグリストラップを設けること。」とございます。通常家庭科室にはグリストラップは不要と考えますが、地域開放等で多くの方が使用することからそのような条件としているのでしょうか？ご意見をお聞かせください。	要求水準書を修正し、「b 家庭科室」を削除します。
51	○			34	第2章	第3節	1.	(1)				周辺インフラとの接続	雨水の記載はありませんが、現状の放流先をお教えいただけますでしょうか。 また、道路側溝への排水でよろしいでしょうか。	現況は、東側道路(暗渠)へ排水されていますが、令和9年度道路拡幅工事に伴い仮設化される予定です。 本事業における雨水排水の接続先は、事業者の提案によるものとします。
52	○			34	第2章	第3節	1.	(1)	オ		(a)	周辺インフラとの接続	ガスの引き込みとありますが、都市ガスでしょうか、またはプロパンガスでしょうか。プロパンガスの場合は、ボンベ庫対応、またはバルクタンク対応でよろしいでしょうか。都市ガスの場合は、どこの会社になりますか。	プロパンガスを想定しています。ボンベ庫対応、またはバルクタンク対応で問題ありません。
53	○			35	第2章	第3節	1.	(5)	イ		(c)	災害対応	避難スペースを48時間以上稼働できる自家発電設備は町で対応する発電機(P26(Ⅰ)記載)とは別で、事業者が設置するということでしょうか。	P35の記載を優先し、P26の記載を修正します。発電機は事業者にて設置してください。ただし、稼働時間は24時間に修正します。
54	○			35	第2章	第3節	1.	(5)	イ		(c)	災害対応	同上発電機は48時間以上稼働とありますが、48時間を超える油貯蔵及び油の供給は、町対応として宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、発電機の稼働時間は24時間に修正します。
55	○			35	第2章	第3節	1.	(5)	イ		(e)	災害対応	災害時の炊き出しに使用する給食室、料理可能な特別教室へは自家発電機系統よりの給電が必要ですか。	要求水準書に記載のとおり、避難所スペース(体育館及び多目的ホール)を想定しています。加えて、給食室への給電を必須とし、要求水準書を修正します。要求水準書以上の内容については、事業者の提案によるものとします。
56	○			35	第2章	第3節	1.	(5)	イ		(e)	災害対応	同上の発電機系統寄りの給電が必要な場合はどのような基準で給電しますか。	No55の回答をご参照ください。
57	○	資料4		35	第2章	第3節	1.	(5)	イ		(e)	災害対応	給食室の厨房機器は資料4よりオール電化のため、直発電機系統に繋ぐ対象厨房機器・器具、コンセントをご提示下さい。	No55の回答をご参照ください。
58	○			35	第2章	第3節	1.	(5)	イ		(e)	災害対応	避難時に給食室の厨房機器または、調理可能な特別室から提供する非常食の概要、想定のお食数をご提示ください。	No55の回答をご参照ください。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
59	○			35	第2章	第3節	1.	(5)	イ		(e)	災害対応	洪水ハザードマップは、町ホームページを参照することでよろしいか。	令和8年3月27日に富山県の浸水想定区域が見直され(7月15日時点では未公表)、対象河川が増えたことから、上市町では令和9年2月下旬までに洪水ハザードマップに反映する予定であり、浸水区域が変更となる可能性があります。
60	○			38	第2章	第3節	2.	(1)	ア	(ア)	(g)	通常学級	1、2年生の教室内から、屋外に上足で遊べる空間を設けること。とございますが、面積等の仕様は事業者の提案にゆだねるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	○			38	第2章	第3節	2.	(1)	ア	(ア)	(k)	通常学級	教室正面はホワイトボードとありますが、電子黒板等は対応しないことでよろしいでしょうか。	電子黒板の設置も事業に含めるものとします。
62	○			38	第2章	第3節	2.	(1)	ア	(イ)	(a)	特別支援学級	電子黒板等の情報機器の活用を踏まえるとありますが、特別教室等も含め、電子黒板は町負担でよろしいでしょうか。	本事業の什器・備品等の調達・設置業務に含まれます。
63	○			48	第2章	第3節	2.	(1)	エ	(キ)	(b)	給食運搬用コンテナ	給食運搬用コンテナの搬出入のため、EV又はDWの扉は1m程度の有効幅員とありますが、コンテナの幅、奥行、高さなどの想定はありますでしょうか。 給食調理業務事業者との調整をすればよろしいでしょうか。	給食運搬コンテナは、一部は移設することを想定しています。現在上市中学校で使用しているコンテナの資料を要求水準書添付資料として追加します。
64	○			48	第2章	第3節	2.	(1)	力	(ア)	(a)	大体育館・小体育館アリーナ	「児童・生徒の安全性に懸念がなく、一体的に整備した方が機能性が高いと認められる場合には、一体的に整備することを優先的に検討すること」とありますが、「機能性が高い」と判断する際の考え方及び評価の観点をご教示ください。 また、本記載は一体整備を推奨する趣旨と理解してよいか、併せてご教示ください。	前段:具体的な提案内容によるため、必要に応じて、個別対話等の機会にご確認ください。 後段:特に一体整備を推奨するものではありません。適切と考える計画をご提案ください。
65	○			48	第2章	第3節	2.	(1)	力	(ア)	(a)	体育施設	大体育館は、後期に対応したアリーナ、小体育館は、前期に対応したアリーナとの理解でよろしいでしょうか。	通常時は、お見込みのと通りの運用を想定しています。
66	○			48	第2章	第3節	2.	(1)	力	(ア)	(a)	体育施設	大体育館と小体育館について、どのような位置関係とすればよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業者の提案によるものとします。
67	○			49	第2章	第3節	2.	(1)	キ	(ア)	(c)	グラウンド等の外構	学校農園や栽培活動ができるスペースにつきまして、どの程度の規模を想定していますでしょうか。ご教示ください。	事業者の提案によるものとします。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
68	○			49	第2章	第3節	2.	(1)	キ	(ア)	(d)	グラウンド等の外構	敷地内に3t以上の雨水を貯留し計画排水できるよう、調整池を計画するとあります。 法律や条例に基づいたものでしょうか。 敷地内の雨水をすべて対応でしょうか、それともグラウンド部分のみでしょうか。 オープン型の調整池や、駐車場の貯留も可能と考えてよろしいでしょうか。 放流について、オリフィス機能が必要でしょうか。放流先の想定はありますでしょうか。	3tの雨水貯留は法令等に基づくものではありません。敷地全体で考えるものとし、具体的な貯留方法は提案によるものとなりますが、オリフィス孔で敷地西側または南側の道路側溝に排水することを想定しています。
69	○			49	第2章	第3節	2.	(1)	キ	(イ)	(a)	公園	公園につきまして、どの程度の規模を想定していますでしょうか。ご教示ください。	No41の回答をご参照ください。
70	○			49	第2章	第3節	2.	(1)	キ	(イ)	(f)	公園	「キッチンカーを乗り入れできるスペースを計画することが望ましい。公園スペースを計画する場合は、公園に隣接したスペースとすることが望ましい。」とございますが、「公園スペース」と「公園」の違いについてご教示ください。	同義とします。
71	○			50	第2章	第3節	2.	(1)	キ	(ア)	(f)	グラウンド等の外構	敷地の外構を利用したランニングコースの計画とありますが、学校とのセキュリティについての考えはありますでしょうか。	町民も普段利用できるよう、学校のセキュリティ範囲の外としてください。なお、学校のセキュリティラインは建物外壁を想定しており、外構において学校のセキュリティラインを形成する想定はありません。
72	○			50	第2章	第3節	2.	(1)	キ	(イ)	(a)	公園	公園スペースを計画とありますが、学校とのセキュリティについての考えはありますでしょうか。	児童・生徒以外も日常的に使用できる公園スペースとなるよう、学校のセキュリティ範囲の外としてください。なお、学校のセキュリティラインは建物外壁を想定しており、外構において学校のセキュリティラインを形成する想定はありません。
73	○			50	第2章	第3節	2.	(1)	キ	(ウ)		スクールバス	スクールバスの大きさ、台数をお教えいただけますでしょうか。	現在はスクールバスはマイクロバスと大型バスを活用しており、台数は5台です。義務教育学校開校時は、7台程度に増える想定です。
74	○			51	第2章	第3節	2.	(2)	ア	(ウ)	(a)	閲覧室	こども図書館については、メディアスペースと合わせて3万冊以上とされ、その内訳は絵本・紙芝居1万冊、児童書・一般書等2万冊とされています。 質問No.48の通り、メディアスペース＝学校図書館とする場合、3万冊以上のうち、学校図書館分を2万冊、こども図書館分を1万冊とする想定でしょうか。	No2の回答をご参照ください。
75	○			51	第2章	第3節	2.	(2)	ア	(ウ)	(a)	閲覧室	こども図書館については、メディアスペースと合わせて3万冊以上とされ、その内訳は絵本・紙芝居1万冊、児童書・一般書等2万冊とされています。 質問No.48の通り、メディアスペース＝学校図書館とする場合、学校図書館資料と公共図書館資料について、所有区分、会計区分、選書決定権はどのように整理される想定でしょうか。	学校図書館分とこども図書館、町立図書館分で所有区分を行うことは考えていません。会計区分につきましては、予算編成の都合上、別事業で予算立てすることもあります。 選書決定権につきましては、当方で図書購入費を負担するスキームであることから、最終決定（費用の支払いという意味）は町が行う形ですが、基本、事業者が選定、購入等を行うものとなります。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
76	○			51	第2章	第3節	2.	(2)	ア	(ウ)	(a)	閲覧室	こども図書館については、メディアスペースと合わせて3万冊以上とされ、その内訳は絵本・紙芝居1万冊、児童書・一般書等2万冊とされています。 質問No.48の通り、メディアスペース＝学校図書館とする場合、「児童書・一般書等2万冊」には、後期課程向け資料、調べ学習資料、一般書等を含む想定でしょうか。	文科省の図書基準においては学習資料、一般書を含むものと認識していますので、お見込みのとおりです。 なお、蔵書数についてはNo2の回答をご参照ください。
77	○			51	第2章	第3節	2.	(2)	ア	(ウ)	(a)	こども図書館 閲覧室	「メディアスペースと合わせ、書架の合計で約30,000冊以上（絵本・紙芝居10,000冊、児童書・一般書等20,000冊）を収蔵できるスペースを確保すること」とありますが、メディアスペースには前期課程用蔵書10,000冊以上、後期課程用蔵書10,000冊以上を収蔵できる計画とすることとされています。こども図書館閲覧室は10,000冊程度の収蔵スペースを確保するものと理解してよろしいでしょうか。 また、町立図書館及び絵本室から移設予定の蔵書冊数をご教示ください。	No2の回答をご参照ください。
78	○			51	第2章	第3節	2.	(2)	ア	(ウ)	(a)	閲覧室	メディアスペースと合わせて、書架の合計で30,000冊以上とあります。P39 学校側のメディアスペースでは、前期10,000冊＋後期10,000冊とあります。 閲覧室には、30,000冊でよろしいでしょうか。	No2の回答をご参照ください。
79	○			51	第2章	第3節	2.	(2)	ア	(ウ)	(d)	閲覧室	デューブル席、スツール席、ベンチや椅子等は、学校側のメディアスペースと合わせて、35席程度とありますが、それぞれに必要な席数はありますでしょうか。	メディアスペースの閲覧スペースは20席を下限としますが、35席程度確保できることが望ましいです。こども図書館は20席程度とします。要求水準書を修正します。
80	○			56	第2章	第3節	2.	(6)	ア		(f)	擁壁改修の調査・ 設計報告書	擁壁改修の調査・設計報告書とありますが、どの擁壁が対象で、どんな調査が必要でしょうか。 また設計報告書とは、擁壁の設計を行うのでしょうか。具体的な内容をお教えてください。 開発行為には該当しないと考えてよろしいでしょうか。	敷地南側の道路境界沿いにおける擁壁整備のために必要な調査・設計を想定しています。なお、開発行為には該当しないものと考えています。
81	○			56	第2章	第3節	2.	(6)	ア		(g)	アスベスト調査報告書	アスベスト調査報告書について、基本設計の成果品とありますが、使いながらでは調査部分が限定的になります。 解体前に調査を実施することになりますので、施工業務と考えられます。また対策工事の積算について、施工業務となると考えられますので、施工業務ではないでしょうか。	基本設計段階での調査は要求水準書のとおり必要となります。また、既存校舎等の解体・撤去業務においても、必要に応じて追加調査を実施することとしています。
82	○			56	第2章	第3節	2.	(8)				設計変更	実施方針 リスク分担表 資料1 NO51では事業者負担となっておりますが、要求水準書(案)P56(8)を正とし、町の負担としてよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問への回答No35をご参照ください。
83	○			58	第3章		1.	(2)	ア		(d)	建設工事	「既存校舎等の解体・撤去について、令和14年8月21日までに工事を完了し、令和14年8月31日までに引渡しを完了すること(第2期工事)」とございますが、7頁では、施設引渡し日について、「2 期工事: 令和14年11月末日」とございます。どちらが正しいでしょうか。ご教示ください。	P7を正とし、P58を「令和14年11月20日までに工事を完了し、令和14年11月30日までに引渡しを完了すること」と訂正します。なお、P7の設計・建設期間は、町による検査、引渡しまでを含みます。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
84	○			58	第3章		1.	(2)	ア		(d)	建設工事	「新校舎等の建設について、令和13年6月20日までに工事を完了し、令和13年6月30日までに引渡しを完了すること(第1期工事)。」とございますが、工事の完了と引渡しの違いについてご教示ください。	引渡しの10日前までに工事を完了させ、町による検査を実施し、手直しがある場合はその手直しを完了させた上で、工事完了の日の10日後までに引渡すという趣旨です。
85	○			58	第3章		1.	(2)	ア		(d)	建設工事	「新校舎等の建設について、令和13年6月20日までに工事を完了し、令和13年6月30日までに引渡しを完了すること(第1期工事)。」とございますが、7頁では、設計・建設期間については、「1期工事:事業契約締結日～令和13年6月末日」とございます。工事の完了など用語の定義も含め、整合いただけますでしょうか。	No84の回答をご参照ください。
86	○			58	第3章		1.	(2)	ア		(f)	外構・校庭	校庭に既存のコルゲートパイプ等が埋設されている場合、撤去・新設が必要と思われますが、その費用も事業費に見込んでおりますでしょうか。もしくは3期工事の契約時までに条件を整理し追加費用項目となる予定でしょうか。	グラウンドの暗渠排水、樹、浄化槽、地下貯油槽の撤去・処分や既存校舎の雨水排水の撤去・新設費用も事業費に含みます。「資料6 移植対象樹木、遺跡、地中障害想定範囲図」及び「閲覧資料04.周辺道路整備設計図」を参照してください。
87	○			58	第3章		1.	(2)	ア		(f)	建設工事	「外構・校庭等の整備について、令和15年2月18日までに工事を完了し、令和15年2月28日までに引渡しを完了すること(第3期工事)。」とございますが、7頁では、施設引渡し日について、「3期工事:令和15年7月末日」とございます。どちらが正でしょうか。ご教示ください。	P7を正とし、P58を「令和15年7月21日までに工事を完了し、令和15年7月31日までに引渡しを完了すること」と訂正します。なお、P7の設計・建設期間は、町による検査、引渡しまでを含みます。
88	○			59	第3章		1.	(5)			(c)	作業時間	近隣や学校運営上において、想定される作業時間の制約等がありましたらご教示ください。	事業者の提案によるものとします。
89	○			61	第3章		3.		ア		(f)	建設業務	空欄になっております。詳細をご教示ください。	誤植であり、当該箇所に記載はございません。要求水準書を訂正します。
90	○			61	第3章		3.		ア		(i)	什器・備品リスト	什器・備品リストは事業者決定後の設計段階で調整可能であるため、入札時には「添付資料5 什器・備品リスト(参考仕様)」記載の内容で金額を算出するという理解でよろしいでしょうか。	入札時には、事業者にて提案いただく什器・備品リストに合わせて金額を算出ください。
91	○			61	第3章		3.		イ	(ア)	(a)	既存校舎等の解体・撤去工	仮設校庭の面積について「現中学校校庭の半分程度を最低限」とされています。一方で、仮設校舎を設けず居ながら施工を行う計画では、工事ヤード、仮囲い、工事車両動線、安全離隔等の確保により、当該面積の継続確保が困難となる可能性があります。つきましては、施工期間中の安全性および工事計画の成立性を踏まえ、仮設校庭の最低確保面積を「現中学校校庭の3分の1程度」とすることを認めていただけないでしょうか。	現中学校校庭の3分の1程度を最低限として要求水準書を修正します。可能な限り広い仮設校庭が確保できるよう、ご検討ください。
92	○			61	第3章		3.		イ	(ア)	(d)	地中埋設物	既存図面により予測できない埋設物があった場合には対応協議の上、コスト・工期の増については、貴町リスクとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
93	○			61	第3章		3.		イ	(ア)		既存校舎等の解体・撤去工事	既存校舎の杭・地盤改良の有無、撤去範囲など詳細について、ご指示願います。	「閲覧資料6 既存校舎等図面」をご確認ください。
94	○			62	第3章		3.		イ	(ウ)	(a)	地中障害対策工事	遺跡の調査に関しての考え方、方針について、ご教示いただけますでしょうか。	既存テニスコート南側で発見された遺物については、今年度から試掘調査を実施し、令和10年度の着工前に調査を終える予定としています。
95	○			62	第3章		3.		イ	(ウ)	(a)	地中障害対策工事	敷地南西部の地中障害につきまして、所定の深さまで掘削とありますが、深さの想定はありますでしょうか。	添付資料6をご参照ください。
96	○			62	第3章		3.		イ	(ウ)	(b)	地中障害対策工事	「地中障害が見つかった場合の処分費用は、協議の上で町が別途負担する。」とありますが、費用だけでなく工期延伸についても協議いただける理解でよろしいでしょうか。	協議に応じるものとします。
97	○			63	第3章		3.		力			工事期間中の提出書類	工事監理者の承諾とありますが、施工図等の確認、承認、承諾では、各施工図とうで印紙税が発生する場合があります。施工者との覚書による「提出・受領方式」でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
98	○			70	第4章		2.	(1)				日常保守点検業務	日常(巡視)保守点検業務について、常駐する用務員業務(管理員業務)との兼務・兼任は可能でしょうか。	可能です。
99	○			75	第4章		6.	(2)			(a)	清掃業務	学校機能エリアにおいては、教室や職員室等、施錠を行うエリアを除き、毎週土曜日または日常日のいずれかに日常清掃を実施すること。とございますが、他のご指定はないとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	○			77	第4章		8.					修繕業務	修繕業務費として計上している55,125千円の中に、什器・備品等の修繕・更新も含まれているという認識で相違ないでしょうか。	什器・備品の更新については、基本的には修繕業務ではなく、什器・備品等保守管理業務に含まれます。
101	○			77	第4章		8.					修繕業務	修繕業務費55,125千円(税別)には、計画修繕に加え、経常修繕も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、想定を超える経常修繕が発生し、当該修繕業務費を超過する場合の取扱いをご教示ください。	前段:お見込みのとおりです。 後段:長期修繕計画は、毎年見直しを行う必要があります。予算を超過しないよう、町と適宜協議をお願いします。
102	○			77	第4章		8.	(3)			(a)	修繕業務	事業期間全体で修繕費が55,125千円を超えた場合、その超過分については追加費用精算がなされるという認識でよろしいでしょうか。	No101の回答をご参照ください。
103	○			77	第4章		8.	(3)			(a)	修繕業務費	事業全体での修繕業務費として55,125千円(税別)を計上し、事業終了時に執行残額が生じた場合は町へ返還となっていますが、超過の場合は貴町にて別途負担いただける理解でよろしいでしょうか。	No101の回答をご参照ください。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
104	○			77	第4章		8.	(3)			(a)	修繕業務費	「町から事業者への修繕業務費の支払いは平準化」し毎事業年度3,500千円(税別)となっていますが、あくまで事業者への支払いを平準化するもので、事業者が提案する修繕計画や実際の修繕実施については必ずしも平準化しないといけないものではない理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
105	○			77	第4章		8.	(3)			(a)	修繕業務費	事業全体での修繕業務費が決まっておりますが、修繕計画を立てる際どこまでの項目を計上するかにより、想定費用が変動します。現段階では、事業契約締結後の協議事項と考えてよろしいでしょうか。	修繕計画は事業者の提案によるものとします。
106	○			78	第4章		9.				(b)	用務員業務	人員は2名以上の配置とするとありますが、時間内において常時2名以上のを求める趣旨か、それとも1日あたり延べ2名以上の勤務を求める趣旨かご教示ください。	2名は1日における最低限の人数として想定しており、常時2名以上配置するかは事業者の提案によるものとします。また、学校開放や人的警備を含め、効果的な人員配置について事業者による提案を期待します。なお、学校事務に係る用務員は、別途、町にて配置予定です。
107	○			88	第5章	第3節	2.					開放日	休館日は設けられないのでしょうか。 毎日とされる理由について、ご教示いただけますでしょうか。	毎日の開放を原則としますが、町と協議の上週1日の休日を設けることを可とするよう、要求水準書を修正します。
108	○			92	第5章		4.					町立図書館	町立図書館の改修・修繕は、本事業に含まれますでしょうか。	町立図書館の改修・修繕は、本事業に含みません。
109	○			92	第5章		4.	(1)				基本的な考え方	学校図書館・こども図書館・町立図書館に配置する人数について、概ねの目安があれば御教示願います。	雇用人数ベースで、こども図書館(学校図書館機能含む。)に4人以内、町立図書館に6人以内の配置を想定しています。
110	○			92	第5章		4.	(2)				開業準備(システム更新・蔵書整理等)	「こども図書館には、町立図書館のうち児童書コーナー機能、及び現絵本室機能を移転する」「蔵書整理にあたっては、学校図書館とこども図書館での蔵書の重複を極力回避する」とありますが、現在の学校図書館の蔵書は移転対象に含むものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	○			92	第5章		4.	(2)				開業準備(システム更新・蔵書整理等)	「こども図書館には、町立図書館のうち児童書コーナー機能、及び現絵本室機能を移転する」とありますが、町立図書館の児童書コーナー機能を移転した場合、移転後の町立図書館のスペース利活用・改修等については町側の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	○			92	第5章		4.	(2)				開業準備	町立図書館の児童書コーナー機能の移転後の空きスペースの再整備に係る経費は、事業費に含まれますでしょうか。	事業費には含まないものとしています。
113	○			92	第5章		4.	(2)				開業準備	学校図書館の電算化作業、IC管理システム導入、ICタグ付き図書調達について、本事業に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
114	○			92	第5章		4.	(2)				開業準備	現在の学校図書館及び町立図書館からの移管図書の選別作業についても本事業に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
115	○			92	第5章		4.	(2)				開業準備	学校図書館及びこども図書館について、開業準備での新規図書購入は事業費に含まれていますでしょうか。	事業費には含まないものとしています。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
116	○			92	第5章		4.	(2)				開業準備	町立図書館のうち児童書コーナー機能、現絵本館機能を移転とあります。 町立図書館の児童書コーナー機能の移転後は、町負担で対応するもとして、事業には含まないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	○			92	第5章		4.	(6)	ア	(ア)	(d)	図書館運営業務	学校図書館・こども図書館・町立図書館の施設・図書・備品の管理を行うとありますが、備品・維持等保守管理業務との区別をご教示ください。	同義であり、什器・備品等保守管理業務の内容が履行されていれば、当該箇所における「備品の管理」は満たされるものとなります。
118	○			93	第5章		4.	(4)			(b)	図書館利用者	「こども図書館・町民図書館」の項目には「町民」とされていますが、「図書館貸出カードを作成できる者」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
119	○			94	第5章		4.	(6)	ア	(イ)		サービスカウンター	サービスカウンター及びレファレンスカウンターは、学校図書館・こども図書館・町立図書館のいずれを対象とした業務でしょうか。	学校図書館・こども図書館・町立図書館のいずれにもレファレンス機能を備えたサービスカウンターの設置が必要と考えています。要求水準書を一部修正します。
120	○			94	第5章		4.	(6)			(d)	町立図書館	町立図書館の修繕についても業務範囲に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No108の回答をご参照ください。
121	○			95	第5章		4.	(6)	ア	(オ)		レファレンスカウンター	サービスカウンター及びレファレンスカウンターは、学校図書館・こども図書館・町立図書館のいずれを対象とした業務でしょうか。	No119の回答をご参照ください。
122	○			98	第6章				ウ			使用料	本施設の余剰容積を活用する場合の使用料について、条例の定めるところとありますが、ここでの条例について具体的にご教示いただけますでしょうか。	実施方針に関する質問への回答No3の回答をご参照ください。
123	○			98	第6章				ウ			使用料	廃校利活用提案を検討するにあたり、各廃校で使用料が異なる場合は、使用料を可能な限り早期に提示いただきたい。	使用料の算出方法は、各学校で同一とします。使用料については、実施方針に関する質問への回答No3の回答をご参照ください。
124		3										既存校舎等現況図	現時点での各学年の教室の使用状況・利用状況について、空き教室なども含めて、追記をいただけますでしょうか。	別紙配置図を御参照ください。(旧教室)は、従来の教室を学年室、更衣室等別用途で使用している部屋となりますので、学習環境が整っていない部屋もあります。
125		4		1								諸室の名称(絵本室／こども図書館)	添付資料4「必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」の複合機能に含む「絵本室」(計230㎡)は要求水準書(案)本編における「こども図書館」を指すと理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
126		資料4		1								体育施設	体育施設における必要な諸室としてステージや器具庫等が記載されておりますが 大体育館と小体育館にそれぞれ必要な諸室、機能をどのように整理すればよいかが教示ください。	大体育館・小体育館のプランニングによるため、計画に応じて機能性に支障がないようにご提案ください。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
127	○		○									閲覧資料1 事業予定地現況図	事業予定地現況図にいて、敷地測量図(境界測量・現況測量・高低測量)はありますか。 また、旧プール敷地での現況図、敷地測量図はありますか。	敷地測量図を要求水準書閲覧資料に追加します。ただし、西側道路拡幅前の資料であることにご留意ください。なお、高低測量については、提供できる資料はありません。 旧プール敷地の測量図として提供できる資料はありません。公図を提供します。
128	○		○									閲覧資料4 周辺道路整備設計図	周辺道路整備設計図において、敷地境界はどの位置でしょうか。 敷地内改良範囲幅は、道路として移管され则认为てよろしいでしょうか。 各道路の整備予定時期をお教えてください。	前段:敷地北側及び東側の敷地境界は道路擁壁の敷地側とし、南側の敷地境界は自由勾配側溝の敷地側までとなります。7月下旬を目途に北側道路の詳細図面を公表します。 中段:敷地内改良範囲幅に関係なく、敷地北側及び東側の敷地境界までを本事業範囲とします。 後段:各道路の整備予定時期は、要求水準書に記載のとおり、北側は令和8年度、東側は令和9年度、南側道路は令和10年度までに拡幅を予定しています。開発行為許可申請は対象外となります。
129	○		○									閲覧資料4 周辺道路整備設計図	周辺道路整備設計図 A-A断面、B-B断面において、道路より低くなっている学校側dに、側溝がありますが、放流先をお教えてください。 また道路側にフェンスらしきものがありますが、学校側にフェンスは必要でしょうか。	「閲覧資料04.周辺道路整備設計図」の「A-A断面」の放流先は西側の道路側溝とし、「B-B断面」の放流先は南側の道路側溝とします。 道路側のフェンスは転落防止柵であり、北側と東側道路には学校側にフェンスは必要ありません。南側及び西側は道路にボール等が出ないように、グラウンド周辺に防球ネットを設置してください。
130				目次								什器・備品リスト	添付資料5 什器・備品リスト(参考仕様)(後日公表)で、学習に使用するICT機器(電子黒板、端末機器含む)は、町負担で宜しいでしょうか。	「添付資料5 什器・備品リスト(参考仕様)」をご参照ください。

要求水準書(案)に関する意見への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	(ア)	(a)	項目等	意見内容	回答
1	○			8	第1章	第5節	9.					地元発注要件	地元経済貢献は、優先して取り組みたいと考えますが、現在ある上市町内の企業等で、一定割合の発注を確保することが非常にハードルが高く、困難ではないかと想定されます。条件の緩和をご検討くださいますようお願いいたします。	要求水準書(案)に関する質問への回答No19の回答をご参照ください。
2	○			8	第1章	第5節	9.					地元発注要件	運營業務サービス対価の80%を人件費で占めるため、今後の人材難も深刻になっている現在、地元採用・地元貢献は必須と認識していますが、学校給食の性質上適正な人材を15年に渡り30%以上貴町の地元採用の継続は困難ではないかと存じます。是非努力義務としてご検討いただきたい。	要求水準書(案)に関する質問への回答No21の回答をご参照ください。
3	○			84	第5章	第2節	4.					業務内容	調理業務分担表、備品リスト・経費区分等積算に必要な資料を極力早くご提示願います。	ご意見として承ります。
4	○			88	第5章	第3節	2.					開放日	開放日は、指定日を除いて、毎日とあります。休館日は設けられないのでしょうか。毎日とされる理由について、ご教示いただけますでしょうか。	毎日の開放を原則としますが、町と協議の上週1日の休日を設けることを可とするよう、要求水準書を修正します。
5	○			88	第5章	第3節		(2)	(ア)	ア		地域開放日	現状の想定では開放日があまりに多く、必要以上の人員を抱える必要があります。こども図書館・町立図書館の休館日と同じような条件付けをいただくようお願い申し上げます。	No.4回答のとおりです。
6	○			95	第5章	-	4.	(6)	ア	(オ)	-	レファレンスカウンター	地域・行政資料のデジタル化作業及び公開について「町と協議の上、公開可能なものは公開すること」とされていますが、メタデータ標準化、長期保存対応、ジャパンサーチ等の外部連携など、デジタルアーカイブ利活用に係る仕様を要求水準書本編にて明示ください。	事業者の提案に委ねます。
7	○			98	第6章							付帯施設(任意)	付帯施設・付帯事業について、実施を義務付けるものではないとされていますが、事業者選定において、提案審査の評価対象から除外するべきと考えます。本事業とは切り離し、義務教育学校整備・運営の提案評価に影響しないものとしていただきたいと思います。	付帯事業については、一定の加点評価を行うことを想定しています。ただし、ご意見を踏まえて、その影響が過大とならないよう、配慮します。詳細は、入札公告時に落札者決定基準(案)にて提示します。